

嘉島町工事入札参加者資格審査格付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、嘉島町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者について必要な資格を審査し、及び工事の種類、規模等に格付（以下「格付」という。）するため、その基準となるべき事項を定めるものとする。

(欠格条件)

第2条 次の各号に該当する者は、競争入札に参加しようとする者として格付することはできない。

- (1) 建設業法第27条の23の規定により経営に関する客観的事項の審査を受けていない者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (3) 嘉島町内に主たる事業所を有しない者。ただし、従前から嘉島町内に主たる事業所を有する者と同等の取り扱いであった者を除く。

(格付除外)

第3条 次の各号の一に該当すると認められる者は、その事実があった後2年間格付をしないことができる。その者を代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事を粗雑にし、又は工事材料の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 町が確認した現場代理人をおかない者
- (7) 国税（所得税、法人税及び消費税）、県税（事業税、自動車税及びその他の県税）及び町税（町民税、固定資産税、軽自動車税及びその他の町税）の納税義務を怠っている者並びに支払義務のある公共料金等の支払義務を怠っている者
- (8) 労賃の不払、遅延及び労災保険料の納付を怠っている者
- (9) 建設業法第22条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条の規定に違反した者
- (10) 工事検査員が重要と認めて発した検査指摘書を同じ年度内に3回以上受けている者
- (11) 入札、工事執行等について故なく職員又は他人に暴力威圧を加えて目的を果さんとする行為のあった者
- (12) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(格付基準)

第4条 格付は、入札に参加しようとする者ごとの客観的要素の総合数値（建設業法第27条の23の規定による経営に関する客観的事項の審査結果より得た数値をいう。）に、次に掲げる主

観的要素の総合数値を加えたものを評点とし、工事の種類別施行能力を考慮して決定するものとする。

- (1) 主として請負う建設工事の種類別工事成績
- (2) 信用の度合
- (3) その他

2 前項の格付を行うために必要な客観的及び主観的な要素の基準、数値については、別に定める。

(工事の種類規模別格付の等級等)

第5条 競争入札に参加しようとする者を格付する場合の等級区分は、別表の工事種類規模別等級表による。ただし、災害等の特殊な事情がある場合においては、基準によらないことができる。

2 前項の格付は、2年に1回行うことを定期とし、その有効期間は次期の定期の格付を行ったときまでとする。ただし、やむを得ない特別な理由がある場合は、定期の格付以外の格付を行うことができることとし、その場合の有効期間は次期の定期の格付を行ったときまでとする。

別表（第5条関係）

工事種類規模別等級表

工事の種類	等級	工事の規模額（設計額）	
土木一式工事	A	1,500万円以上7,000万円未満	
	B	1,500万円未満	

工事の種類	等級	工事の規模額（設計額）	
		単体で施工の場合	共同企業体で施工の場合
下水道工事	A	3,000万円以上7,000万円未満	
	B	2,000万円未満	2,000万円以上 3,000万円未満

工事の種類	等級	工事の規模額（設計額）	
舗装工事	A	1,100万円以上2,500万円未満	
	B	1,100万円未満	

嘉島町工事入札参加者資格審査における格付基準

嘉島町工事入札参加者資格審査格付要綱第4条第2項の規定により、令和7年度及び令和8年度については、下記の基準により格付けする。

○ 客観的及び主観的な要素の基準、数値

「令和7年・令和8年度熊本県工事入札参加者資格審査における格付基準」の「1等級区分の資格要件（1）総合点数の基準」でいう「総合点数」とし、令和7年度の熊本県の等級を準用する。

また、町建設工事請負に伴う工事成績等を次回の格付に採用する。

【土木一式工事の格付】

A1 = 1, 432点以上（熊本県の等級のA1）

A = 1, 049点以上（熊本県の等級のA2）

B = 1, 049点未満（熊本県の等級のB）

舗装工事の格付

A = 944点以上（熊本県の等級のB）

B = 944点未満（熊本県の等級のC）

（参考）熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（別表）

工 事 種 類 規 模 別 等 級 表

工事の種類	等級	工 事 の 請 負 対 象 金 額	
土木一式工事	A1	7,000万円以上	
	A2	1,500万円以上	7,000万円未満
	B	500万円以上	1,500万円未満
	C	500万円未満	
建築一式工事	A1	1億3,200万円以上	
	A2	5,500万円以上	1億3,200万円未満
	B	2,750万円以上	5,500万円未満
	C	1,100万円以上	2,750万円未満
	D	1,100万円未満	
ほか装、電気及び管工事	A	1,100万円以上	
	B	330万円以上	1,100万円未満
	C	330万円未満	